

貸室利用案内

北区立いきがい活動センターは以下の内容により
利用できます

■利用について

一般利用と社会参加活動団体として活動ができます。

1.「一般利用」

北区に在住もしくは在勤、在学であること。

※利用の際は身分証の提示が必要になります。

2.「社会参加活動団体」(利用料が5割減免となります)

高齢者の社会参加活動団体として登録された団体

※利用の際は登録カードが必要になります。

○5人以上の構成員を有すること。

○5人以上が65歳以上の高齢者で構成されていること。

○営利を目的とせず、継続的、計画的に社会参加に関する活動を行っていること。

○構成員の半数以上が北区に在住または在勤、在学であること。

○代表者または事務所が北区内に住所を有しない場合、区内に連絡先を定められること。

○規約、会則の類を定めていること。

○主たる活動費に、会員から徴した会費を充てていること。

○その他公序良俗に反しない活動を行い、広く一般的に加入の機会設けていること。

①利用案内

②施設利用料金一覧表

③利用スケジュール

■利用上の注意事項

次のことは禁止されています。

- 営利を目的として施設を使用すること。
- 政治活動、宗教活動等を行わないこと。
- 不特定多数の参加者を募り利用する行為。(セミナー 等)
- 他の使用者に迷惑を及ぼす行為及び許可されたもの以外の持ち込み。
- 定められた場所以外で火気・危険物の使用をすること。
- 調理実習室以外での飲食、及びパーティなどの飲食を目的とした利用。
- 飲酒を伴う利用。
- 大きな音を発生させる活動や臭気があるものを使用すること。
- 汚れ等を発生した場合、原状回復しない行為。

■利用料金・時間区分について

- 別途(施設利用料金一覧)をご覧ください。

■申し込み期間

- 使用月の3か月前の1日朝9時から窓口にて先着順に受付、10時より電話の受付を開始します。
- 申込日の月と翌月は枠数制限なしで予約可能です。翌々月以降の申込可能枠数は5枠までです。

◎抽選申込について

1. 一般利用

- 使用月の4か月前の21日から抽選申込受付を開始します。5枠まで抽選申込可能です。

2. 社会参加活動団体

- 使用月の4か月前の10日から一次抽選申込、16日午後から二次抽選申込を開始します。一般利用と同様、5枠まで抽選申込可能です。

※詳しくは別途(利用スケジュール)をご覧ください。

■窓口での申し込みについて

- 受付時間 午前9時から午後9時まで

■電話での申し込みについて

- 受付時間 午前9時から午後9時まで
- 電話予約の流れ

以下のことをお伝えください。

- ①希望の日・時間帯 ②室名 ③使用目的
- ④登録番号・氏名 ⑤電話をかけている方の氏名と連絡先

■使用料の支払いについて

- 窓口にて支払い受付
- 受付時間 午前9時から午後9時まで
- 支払い期限
 - ① 抽選当選分 当選後予約完了日を含む8日以内
 - ② 抽選以外の利用申し込み分 申込日を含む8日以内

■利用のキャンセルについて

- ・使用料支払い前 窓口・電話にて受付
- ・使用料支払い後 窓口のみで受付

使用料還付について

- ・次の場合は定められた金額を還付します。
 - ① 利用者の責任によらない理由で使用できなくなった場合
(全額還付)
 - ② 使用日を含む8日前までに使用取消を申し出た場合(5割還付)
 - ③ 利用者の責任によらない理由で使用時間の3分の2を経過しない場合(5割還付)

■利用の変更について

- ① 支払い前の場合
 - ・日時や部屋の変更は可能です。センター受付までお申し出ください。
- ② 支払い後の場合
 - ・日時や部屋の変更は出来ません。キャンセルの手続きをした後、新たに予約してください。
 - ※使用日を含む8日前までのキャンセルは5割還付になります。